

国家公務員が知っておかなければならない

再就職に関する規制

内閣官房内閣人事局

●● 目 次 ●●

◆ 国家公務員法の概要（退職管理関係）	1
◆ 退職管理基本方針（平成22年6月22日閣議決定）（抄）	3
◆ 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制	5
◆ 在職中の求職の規制	6
◆ 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	7
◆ 働きかけ規制の範囲	8
◆ 再就職情報の届出	9
◆ 再就職情報の届出イメージ	10
◆ 再就職情報の届出に係るマニュアル	11
◆ 再就職情報の届出様式等	31
▪ 職員が在職中に再就職の約束をした場合の届出 届出様式第4、第5、第6	
▪ 管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出 届出様式第7、第8、第9	
▪ 管理職職員であった者が再就職した場合の届出 届出様式第10	
◆ 各種届出様式の入手方法	42

国家公務員法の概要

(退職管理関係)

予算や権限を背景とした押しつけ的な再就職のあっせん等、いわゆる「天下り問題」に対する国民からの厳しい批判を受け、

- ・ 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制
- ・ 在職中の求職の規制
- ・ 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

により、公益法人、独立行政法人、営利企業等への再就職を適正化。

1 行為規制

(違反については、懲戒・過料、不正な行為を伴う場合は刑罰。)

① 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制

職員が、営利企業等に対し、他の職員・職員OBを再就職させることを目的に情報を提供又は情報提供を依頼及び再就職の要求、依頼することを禁止。

② 在職中の求職の規制

職員が、利害関係企業等（職員の現在の職務に利害関係を有するものとして政令で定める営利企業等）に対して求職活動を行うことを禁止。

③ 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

- イ 再就職者が、離職前に在職した局等組織の職員に対して働きかけ（職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼をすること）を行うことを禁止。
- ロ 再就職者から働きかけを受けた職員に対し、再就職等監察官への届出を義務付け。

2 再就職情報の内閣一元管理

① 再就職情報の届出義務

イ 管理職職員の経験がある元職員に対し、離職後2年間の再就職について、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）への届出を義務付け。

また、行政執行法人以外の独立行政法人等の常勤役員等に就こうとする場合には、再就職前に届出が必要。

ロ 職員が、在職中に再就職の約束をした場合、速やかに、任命権者への届出が必要。

② 内閣への報告・内閣による公表

イ 内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）は、管理職職員の経験がある元職員に係る再就職情報について、遅滞なく、閣議報告。

ロ 内閣は、上記イの閣議報告を取りまとめ、毎年度、公表。

3 退職管理基本方針

イ 内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）は、任命権者と協議の上、退職管理に関する基本方針の案を作成し、閣議決定。

ロ 任命権者は、閣議決定された退職管理基本方針に沿って、職員の退職管理を実施しなければならない。

退職管理基本方針（抄）

（平成22年6月22日閣議決定）

国家公務員法第106条の26第1項の規定に基づき、職員の退職管理に関する基本的な方針として、退職管理基本方針を定める。

1 基本的な考え方

退職管理に関する政府の当面の重要課題は、天下りのあつせんを根絶し、国家公務員が定年まで勤務できる環境を整備するとともに、公務員人件費の抑制を進めることにある。

これらの対策を進めると同時に、公務員の意識改革を進めることにより公務組織の活力を確保することが重要であり、次に掲げる事項についての指針を定めるものである。

- i 国家公務員の再就職に関し、天下りのあつせんの根絶を図るため、再就職あつせんの禁止等の規制遵守、再就職に係る情報公開推進など任命権者がとるべき措置
- ii 「官を開く」との基本認識の下、中高年期の職員が公務部門で培ってきた専門的な知識・経験を民間等の他分野で活用するとともに、他分野での勤務を経験することにより公務員のコスト意識・現場感覚を高める観点から、任命権者が、官民の人事交流等の拡充を図るためにとるべき措置
- iii 雇用と年金の接続の重要性に留意して、再任用制度の一層の活用を図るため、任命権者がとるべき措置

2 職員の再就職の規制等に係る指針

国家公務員の再就職に関し、天下りのあつせんの根絶を図るため、任命権者は、公務の能率的な運営を確保しつつ、国家公務員法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等により、公務に対する国民の信頼確保を図る。

(1) 再就職に係る国家公務員法の運用

ア 再就職等規制の運用

任命権者は、職員の退職管理に際し、国民の疑念を招くことのないよう、国家公務員法に規定する再就職あっせんの禁止等の再就職等規制を厳格に遵守する。また、任命権者は、職員に対し、再就職あっせんの禁止、利害関係企業等に対する求職活動の禁止などの再就職等規制について指導・周知の徹底を図る。

イ 再就職情報の一元管理・公表等

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、任命権者は、管理職職員に対し、離職後2年間の再就職情報について適切かつ速やかに各種届出を行うよう、指導・周知の徹底を図る。また、任命権者は、当該届出に係る情報に基づき、再就職等規制及びこの基本方針の遵守を確認するなど、適切に事務を遂行する。

さらに、内閣総理大臣は、これらの届出に係る情報を四半期ごとに取りまとめ、国家公務員法第106条の25第1項の規定に基づき閣議報告し、併せてその内容について公表する。また、政府は、同条第2項の規定に基づき、毎年度、報告を取りまとめ、公表する。

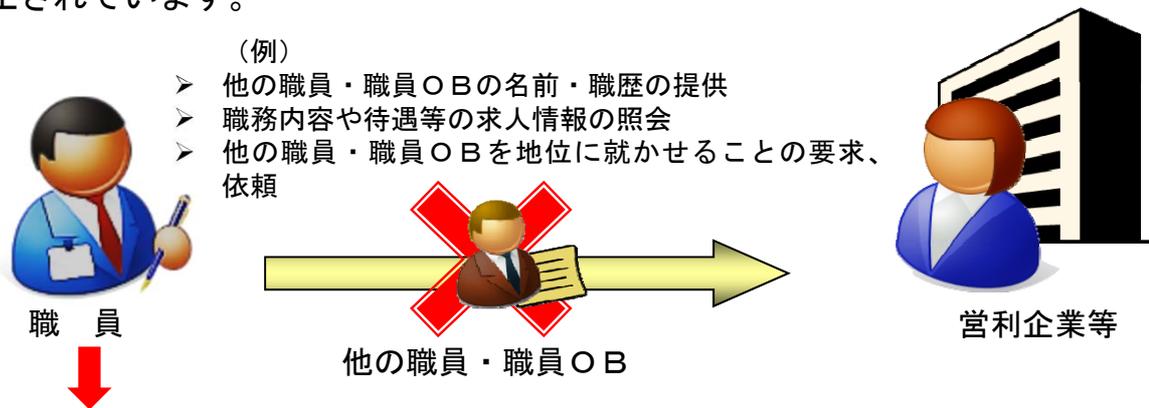
他の職員の再就職依頼・情報提供の規制

(国家公務員法第106条の2関係)

現職の職員が営利企業等に対し、

- ① 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、
 - (1) 他の職員・職員OBに関する情報を提供すること
 - (2) 地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせるよう要求又は依頼すること

は禁止されています。



- 規制に違反して地位に就かせることの依頼・情報提供を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為をすること等の見返りとして、地位に就かせることの依頼を行った場合、3年以下の懲役に処せられます。

○ 平成25年3月、再就職等監視委員会により、①(1)と(2)に該当する違反行為が認定されました。職員におかれましては、同委員会が公表した事案の概要も踏まえ、規制内容のより一層の理解に努めるよう宜しくお願いします。

(注) 用語について

- 「職員」とは、一般職の国家公務員をいいます(非常勤職員、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員は除く。)
- 「他の職員・職員OB」には一般職の国家公務員のほか、行政執行法人の役員(旧特定独立行政法人の役員OBを含む。)も含まれます。
- 「営利企業等」とは、すべての営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除き、行政執行法人以外の独立行政法人や公益法人等を含む。)をいいます。
- 「子法人」とは、営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。
- 「地位」とは、常勤、非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめとして、顧問、参与、嘱託のほか、アドバイザーのようなものも含む当該営利企業等の組織内のすべての地位を意味するものであり、「地位に就く」とは、雇用契約に基づくものだけでなく、委任契約、業務委託などを含みます。

なお、次に該当する場合は禁止されていません。

- 職業安定法等に定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 独立行政法人・特殊法人等に職員をいわゆる現役出向させることを目的として行う場合
- 官民人材交流センターの職員が職務として行う場合

在職中の求職の規制

(国家公務員法第106条の3関係)

現職の職員が利害関係企業等に対して、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、
 - (1) 自己に関する情報を提供すること
 - (2) 地位に関する情報の提供を依頼すること
- ② 地位に就くことを要求又は約束すること

は禁止されています。

本規制を含め再就職等規制は、任期付職員や官民人事交流で採用された職員、再任用職員（短時間再任用を含む）にも適用されます。

(例)

- 自己の名前・職歴の提供
- 職務内容や待遇等の求人情報の照会
- 自己の地位に就くことの要求、約束



職員



利害関係企業等

求職しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か等が判断できない場合には、求職活動をする前に、所属する府省等の人事担当部局に確認してください。

注：自ら積極的に求職活動することのみならず、先方からの依頼に応じて、自己の情報を提供することや地位に就くことを約束することも違反になります。

- 規制に違反して求職活動を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為をすること等の見返りとして求職活動を行った場合、3年以下の懲役に処せられます。

- 平成26年8月、12月、平成27年9月、10月に、再就職等監視委員会からの指摘により、各省庁において調査した結果、本規制の違反行為が認定されました。職員におかれましては、各省庁が公表した事案の概要も踏まえ、規制内容のより一層の理解に努めるよう宜しくお願いします。

(注) 用語について

- 「利害関係企業等」とは、職員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等（※営利企業等の定義については、5ページ参照。）をいいます。
 - ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
 - ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
 - ③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
- (注) 実際に検査等に入ることがない職員であっても、検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員である場合には、（現に検査等を行っているか否か等に関わらず）当該営利企業が利害関係企業等に該当します。
- ④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
- ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等
- ⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

なお、次に該当する場合は、禁止されていません。

- 現役出向の際に独立行政法人・特殊法人等に対して行う場合
- 本省係長級以下の職員が行う場合
- 官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等に対して行う場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として再就職等監視委員会の承認を受けた場合（申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ホームページからダウンロードできます。）

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

（国家公務員法第106条の4関係）

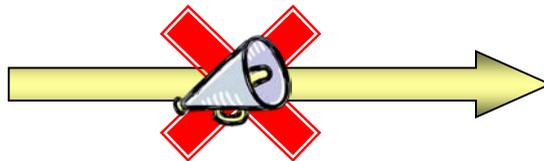
- 退職して営利企業等に再就職した職員OBが、**離職前5年間**に在職した局等組織の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、**離職後2年間**、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。
- 在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの範囲は異なります（次ページ参照）。
- これらに違反する働きかけを受けた職員は、再就職等監察官に**届け出**なければなりません。

（例）

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼



営利企業等に再就職した
職員OB



職員



- 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

- 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

（注）用語について

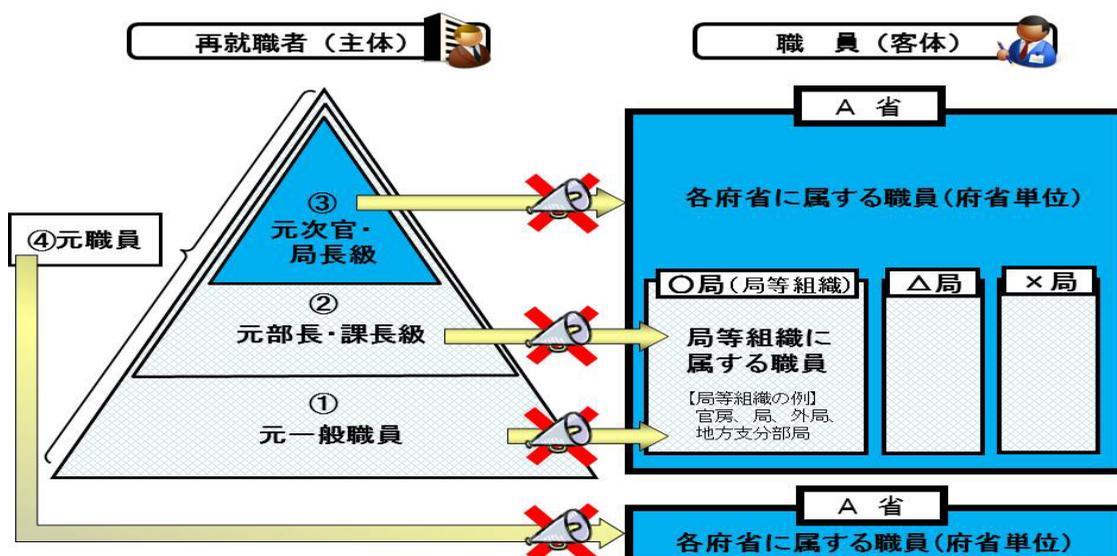
- 「局等組織の職員」とは、本省の官房及び局、施設等機関、外局、審議会等事務局、特別の機関、地方支分部局、都道府県警察に属する職員、本省の官房総括整理職に就いている職員などをいいます。
- 「契約等事務」とは、①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と国等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。
- 「要求又は依頼」とは、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。

働きかけ規制の範囲

再就職者の離職前に就いていたポストや働きかけの内容により規制範囲が変わります。

- ① **すべての再就職者**（退職後に営利企業等に再就職した職員〇B。以下同じ）
離職前5年間に在職した局等組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先に関する契約・処分に限る。以下同じ。）に関して、離職後2年間働きかけを禁止。
- ② 離職前5年より前に**本省部課長級ポスト**の経験がある再就職者
①に加え、離職前5年より前に本省部課長級ポストに就いていたときの局等組織の職員に対し、当該**本省部課長級ポストの職務に属する契約や処分**に関して、離職後2年間働きかけを禁止。
- ③ **本省局長級以上ポスト**の経験がある再就職者
①、②に加え、本省局長級以上のポストに就いていたときの**府省等の職員に対し**、当該本省局長級以上として在職した**府省等の所掌に属する契約や処分**に関して、離職後2年間働きかけを禁止。
- ④ 再就職者が在職中に**自らが決定した契約・処分への働きかけ**
①～③に加え、在職した**府省等の職員に対し**、自ら決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、**期限の定めなく**働きかけを禁止。

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制のイメージ図



なお、次の場合は禁止されていません。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- **公務の公正性の確保に支障が生じない場合**として再就職等監視委員会の承認を受けた場合（申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ホームページからダウンロードできます。）

再就職情報の届出

(国家公務員法第106条の23及び第106条の24)

再就職の約束をした職員及び管理職職員^(※1)の経験がある元職員の再就職情報は、任命権者又は内閣総理大臣に届け出なければなりません。

在職中の届出

職員は、在職中に再就職の約束をした場合、任命権者（各府省の人事担当課等）に、一定事項を速やか（1週間以内を目安）に届け出なければなりません。

違反した場合

懲戒処分の対象となる

離職後の届出

管理職職員の経験がある元職員が、離職後2年間に営利企業等に再就職^(※2)した場合には、速やか（原則として1か月以内）に、離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に一定事項を届け出なければなりません。

ただし、行政執行法人以外の独立行政法人・特殊法人・認可法人・国と特に密接な関係がある公益法人の役員等に再就職する場合には、再就職前に離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に一定事項を届け出なければなりません。

違反した場合

10万円以下の過料

(※1) 管理職職員

P.24の「(参考1) 管理職職員の範囲」を参照。

(※2) 営利企業以外に再就職した場合には、一定額を超える報酬を得る場合に限り届出義務が生じる。

再就職情報の届出イメージ



(※) 国と特に密接な関係がある公益法人（平成27年4月現在、45法人）
内閣官房ホームページの「密接関連公益法人一覧」を参照

再就職情報の届出に係るマニュアル

目次

- I はじめに
- II 在職中に再就職の約束をした場合の届出
- III 管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
- IV 管理職職員であった者が再就職した場合の届出
- V 過料

(参考1) 管理職職員の範囲

(参考2) 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧

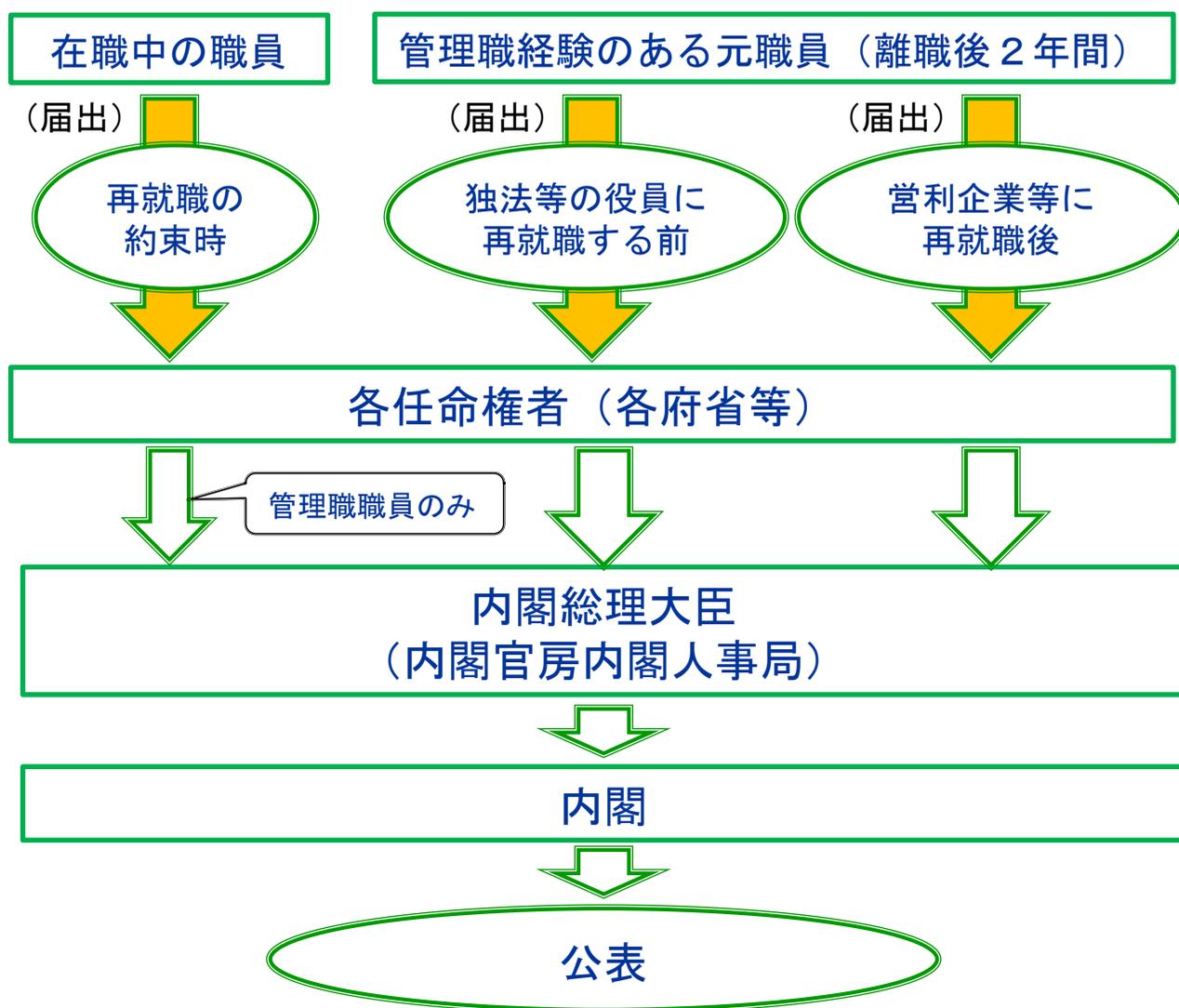
I はじめに

国家公務員法においては、国家公務員の再就職について透明性を確保するため、内閣において、職員等の再就職に関する情報を収集・一元管理し、公表することとされています。

これに伴い、職員等の再就職に関する情報の届出義務などが規定されています。

職員等におかれましては、本マニュアルをご参照の上、適切に届出を行っていただきますよう宜しくお願いします。

図 再就職情報の届出（イメージ）



Ⅱ 在職中に再就職の約束をした場合の届出

1 職員から任命権者への届出

第百六条の二十三 (1)職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に(2)営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、(3)速やかに、(4)政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を(5)届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した職員が、その後、当該営利企業等に対する処分や契約に携わる場合、利益相反的な立場に置かれることから、再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼が損なわれるおそれがあります。

このため、営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した職員は、任命権者（各府省大臣、外局の長、行政執行法人の長等）に対して速やかに届出を行うこととし、任命権者において再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼を損なうことがないよう、人事管理上適切な配慮を行うこととするものです。

具体的には、たとえば、再就職の約束をした職員を、再就職の約束をした営利企業に対する処分に直接携わる職務に就かせないことなどの人事配置上の配慮を行うことが考えられます。

また、届出事項に変更があった場合又は届出に係る約束が効力を失った場合等には、遅滞なく、任命権者に届け出ることとされています。

(1) 「職員」の範囲

- ① 国の一般職国家公務員
- ② 行政執行法人の一般職国家公務員
- ③ 行政執行法人の役員（法人の長・監事等）

注1) 一般職の任期付職員、任期付研究員は対象となります。

注2) ③以外の特別職の国家公務員、再任用短時間職員以外の非常勤職員、臨時的職員、条件付採用期間中の職員は対象外となります。

注3) 退職手当通算予定職員（独立行政法人・特殊法人等へのいわゆる現役出向予定者）は対象外となります。

(2) 「営利企業等」の範囲

営利企業及び営利企業以外の法人

※ 国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人は対象外となります。

(3) 届出時期

再就職の約束をした後、速やかに（※）、任命権者に届け出てく
ださい。

※ 「速やかに」とは、「1週間以内」を目安とします。

(4) 届出事項

ア) 本届出（届出様式第4）

以下の事項について、別添の届出様式第4（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入
してください。

① 氏名

② 生年月日

③ 官職

- ・ 届出時の官職を記入してください。なお、届出後、離職するまでに変更が生じた場合は、離職するまでに変更届出を届け出てください。

④ 再就職の約束をした日

⑤ 離職予定日

⑥ 再就職予定日

⑦ 再就職先の名称

⑧ 再就職先の業務内容

- ・ 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。

⑨ 再就職先における地位

⑩ 求職の承認の有無

- ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

⑪ 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

- ・ 官民人材交流センターの援助（以下の(1)又は(2)をいいます。）の有無を記入して下さい。

(1) 官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助

(2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援

イ) 変更届出 (届出様式第5)

本届出 (届出様式第4) を行った職員は離職までに、ア) の届出事項のうち、③及び⑤～⑨について変更が生じた場合には、別添の届出様式第5 (エクセルファイル)に、記入例を参照のうえ記入し、変更事項について遅滞なく、任命権者に届け出てください。その際、変更事項を反映した本届出 (届出様式第4) もあわせて提出してください。

また、上記本届出を行った職員が管理職職員である場合は、在職中の変更届出に加え、離職後2年間のうち再就職するまでの間、ア) の届出事項のうち、⑥～⑨について変更が生じた場合にも、別添の届出様式第5 (エクセルファイル)に変更事項を記入し、離職時の任命権者 (※) に提出してください。その際、変更事項を反映した本届出 (届出様式第4) もあわせて提出してください。

なお、再就職先の名称が変更となった場合には、「再就職先の名称」の変更として、届け出てください。再就職先が変わった場合は、ウ) の「失効届出」を届け出てください。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

ウ) 失効届出 (届出様式第6)

本届出 (届出様式第4) を行った職員は離職までに、この届出に係る約束が効力を失ったときは、別添の届出様式第6 (エクセルファイル)に、記入例を参照のうえ記入し、遅滞なく任命権者に届け出てください。

また、上記本届出を行った職員が管理職職員である場合は、在職中のみならず、離職後2年間のうちに、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなった場合にも、別添の届出様式第6 (エクセルファイル)に、その旨記載し、離職時の任命権者 (※) に提出してください。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

(5) 届出方法

エクセルファイルの届出様式 (第4、第5、第6) を電子メールにより任命権者へ届け出てください。

Ⅲ 管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

1 管理職職員の経験がある元職員から任命権者への届出

第百六条の二十四 (1) 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、(2)次に掲げる法人の(3)役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（(4)前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、(5)あらかじめ、(6)政令で定めるところにより、内閣総理大臣に(7)政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

管理職職員であった者が、離職後2年間に、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益社団法人又は公益財団法人（特例民法法人を含む。）の役員等に就こうとする場合には、あらかじめ、離職時の任命権者（各府省大臣、外局長、行政執行法人の長等）を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に届け出ることとされています。

ただし、管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行った行政執行法人以外の独立行政法人等に再就職する場合には、この届出は不要となります。

(1) 「管理職職員」の範囲

「（参考1）管理職職員の範囲」をご参照ください。

※ 一度でも管理職職員であったことのある者は対象に含まれます。

※ 退職手当通算離職者（独立行政法人・特殊法人等へのいわゆる現役出向者）は対象外となります。

(2) 「次に掲げる法人」

「(参考2) 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧」をご参照ください。

(3) 「次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるもの」

- ① 役員（非常勤のものを除く。）
- ② 内閣・内閣総理大臣・各省大臣により任命される地位
- ③ 法令の規定により任命・選任に関し行政庁の認可を要する地位

(4) 届出が不要な場合

管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行った行政執行法人以外の独立行政法人等に再就職する場合には、届出は不要となります。

なお、非管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行ったが、一度でも管理職職員であったことのある者については、行政執行法人以外の独立行政法人等に再就職する場合に、届出は必要となります。

(5) 提出時期

再就職する前に、離職時の任命権者へ提出してください。

なお、当該届出は離職時の任命権者を經由して内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に「あらかじめ」届け出ることが義務付けられており、違反した場合は過料の対象となります。

(6) 提出方法

エクセルファイルの届出様式（第7、第8、第9）を電子メールにより離職時の任命権者（※）へ提出してください。

なお、電子メールが使える環境にない場合は郵送による提出も可能ですが、なるべく電子メールによる業務の円滑化にご協力をお願いします。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

(7) 届出事項

ア) 本届出 (届出様式第7)

以下の事項について、別添の届出様式第7 (エクセルファイル) に記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入してください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 離職時の官職
 - ・ 離職時に管理職職員以外の職員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職も記入してください。(例：〇〇分析官 (××課長))
- ④ 離職日
- ⑤ 再就職予定日
- ⑥ 再就職先の名称
- ⑦ 再就職先の業務内容
 - ・ 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
- ⑧ 再就職先における地位
- ⑨ 求職の承認の有無
 - ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。
- ⑩ 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無
 - ・ 官民人材交流センターの援助 (以下の(1)又は(2)をいいます。)の有無を記入して下さい。
 - (1) 官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助
 - (2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援

イ) 変更届出 (届出様式第8)

離職後2年間のうちに再就職するまで、ア)の届出事項のうち、⑤～⑧について変更が生じた場合には、別添の届出様式第8 (エクセルファイル) に、記入例を参照のうえ記入し、変更事項について遅滞なく、離職時の任命権者 (※) に提出してください。その際、変更を反映した本届出 (届出様式第7) もあわせて提出してください。

なお、当該届出は離職時の任命権者を經由して内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に「あらかじめ」届け出ることが義務付けられており、違反した場合は過料の対象となります。

また、再就職先の名称が変更となった場合には、「再就職先の名称」の変更として、届け出てください。再就職先が変わった場合は、ウ)の「失効届出」を届け出てください。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

ウ) 失効届出（届出様式第9）

離職後2年間のうちに再就職するまで、地位に就くことが見込まれなくなったときは、別添の届出様式第9（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ記入し、遅滞なく離職時の任命権者（※）に提出してください。

なお、当該届出は離職時の任命権者を經由して内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に「あらかじめ」届け出ることが義務付けられており、違反した場合は過料の対象となります。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

IV 管理職職員であった者が再就職した場合の届出

1 管理職職員の経験がある元職員から任命権者への届出

第百六条の二十四

2 (1) 管理職職員であつた者は、離職後二年間、(2) 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、(3) 前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、(4) 政令で定めるところにより、(5) 速やかに、内閣総理大臣に(6) 政令で定める事項を届け出なければならない。

管理職職員であった者が、離職後2年間に、以下の場合は、離職時の任命権者（各府省大臣、外局の長、行政執行法人の長等）を經由して内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に届け出ることとされています。

- a 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
- b 有給で、事業に従事することとなつた場合又は事務を行うこととなつた場合
- c 営利企業（参考2の特殊法人、認可法人は除く。）の地位に就いた場合

ただし、管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」又はⅢの「管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出」を行つた場合は、改めて届け出る必要はありません。

また、日雇いの場合、a、bの場合で一定額以下の報酬を得る場合等には、この届出は不要となります。

(1) 「管理職職員」の範囲

「(参考1) 管理職職員の範囲」をご参照ください。

※ 一度でも管理職職員であったことのある者は対象に含まれます。

(2) 届出が必要となる場合

- ① 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
- ② 有給で、事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合
- ③ 営利企業（参考2の特殊法人、認可法人は除く。）の地位に就いた場合。

（注）・ 任期付職員や官民人事交流で採用された管理職職員についても、離職後2年間は、元の企業やその他の営利企業等に再就職する場合に届出が必要となります。

・ 再任用職員（短時間再任用を含む）で採用された管理職職員についても、離職後2年間は、営利企業等に再就職する場合に届出が必要となります。

(3) 届出が不要な場合

以下の場合には、届出が不要となります。

- ① 管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」又はⅢの「管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出」を行った場合

なお、非管理職職員としてⅡの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行ったが、一度でも管理職職員であったことのある者については、届出は必要となります。

- ② 日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合）
- ③ 上記（2）の①・②の場合で一定額（※）以下の報酬を得る場合

※ 所得税法第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）と同法第86条第2項に規定する基礎控除額（38万円）に相当する金額の合計額（103万円）

- ④ 任命権者の要請に応じ特別職の国家公務員となるため退職し、引き続き特別職国家公務員となった場合（例：内閣総理大臣の秘書官として一定期間特別職の国家公務員となる場合）
- ⑤ 任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となった場合（地方公共団体・地方独立行政法人へのいわゆる現役出向の場合）
- ⑥ 再任用制度により再任用職員として採用された場合
- ⑦ 離職時に在職していた府省の顧問等として採用された場合

(4) 提出方法

エクセルファイルの届出様式（第10）を電子メールにより離職時の任命権者（※）へ提出してください。

なお、電子メールが使える環境にない場合は郵送による提出も可能ですが、なるべく電子メールによる業務の円滑化にご協力をお願いします。

※ 離職時の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届け出ることとなっておりますので、宛名は、内閣総理大臣となります。

(5) 提出時期

再就職をした後、速やかに離職時の任命権者へ提出してください。

なお、当該届出は離職時の任命権者を經由して内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に「速やかに」（※）届け出ることが義務付けられており、違反した場合は過料の対象となります。

※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。

(6) 届出事項

以下の事項について、別添の届出様式第10（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入してください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 離職時の官職
 - ・ 離職時に管理職職員以外の職員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職も記入してください。（例：〇〇分析官（××課長））
- ④ 離職日
- ⑤ 再就職日
- ⑥ 再就職先の名称
- ⑦ 再就職先の業務内容
 - ・ 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
- ⑧ 再就職先における地位
- ⑨ 求職の承認の有無
 - ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。
- ⑩ 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無
 - ・ 官民人材交流センターの援助（以下の(1)又は(2)をいいます。）の有無を記入して下さい。
 - (1) 官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助
 - (2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援

V 過料

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

管理職職員であった者が、前述Ⅲの「管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出」又は、Ⅳの「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」を行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、10万円以下の過料の対象となります。

(1) 行為主体

- ・ Ⅲの「管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出」
- ・ Ⅳの「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」を行う義務が課せられる管理職職員であった者

(2) 時期

- ① Ⅲの「管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出」については、「あらかじめ」届け出ることが義務付けられており、届け出ることなく再就職した場合には過料の対象となります。
- ② Ⅳの「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」については、再就職後「速やかに」(※)届け出ることが義務付けられています。

※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。

(参考1) 管理職職員の範囲

【職員の退職管理に関する政令第27条、職員の退職管理に関する内閣官房令第7条】

- ・ 給与法別表第一イ 行政職(一) 7級二種、8級以上の職員
- ・ 同別表第二 専門行政職 5級二種、6級以上の職員
- ・ 同別表第三 税務職 7級二種、8級以上の職員
- ・ 同別表第四イ 公安職(一) 8級二種、9級以上の職員
- ・ 同別表第四ロ 公安職(二) 7級二種、8級以上の職員
- ・ 同別表第五イ 海事職(一) 6級一種・二種、7級の職員
- ・ 同別表第六イ 教育職(一) 4級二種、5級の職員
- ・ 同別表第七 研究職 5級一種・二種、6級の職員
- ・ 同別表第八イ 医療職(一) 3級二種、4級以上の職員
- ・ 同別表第八ロ 医療職(二) 8級の職員
- ・ 同別表第八ハ 医療職(三) 7級の職員
- ・ 同別表第十一 指定職職員
- ・ 特定任期付職員俸給表5号俸以上の職員
- ・ 任期付研究員俸給表4号俸以上の職員
- ・ 検事総長、次長検事、検事長
- ・ 検察官俸給表別表検事の項第12号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
- ・ 検察官俸給表別表副検事の項第7号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- ・ 行政執行法人の職員でこれらに相当するものとして内閣総理大臣が定める職員

※ 平成25年3月31日以前に次に該当していた者も含まれます。

- ・ 国有林野事業管理職員給与準則第二条に定める級別区分表の適用を受けていた職員のうち、職務の級が七級以上であったもの

※ ここでいう「一種」「二種」とは、俸給の特別調整額に係る種別を指します。

※ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員は管理職職員に含まれません。

【独立行政法人国立公文書館】

- 1 独立行政法人国立公文書館職員給与規程別表第1事務職俸給表7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給区分1種又は2種の支給を受けるもの
- 2 国立公文書館給与規程別表第3研究職俸給表5級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給を受けるもの
- 3 国立公文書館給与規程別表第4特別俸給表の適用を受ける職員

【独立行政法人統計センター】

独立行政法人統計センター職員給与規程別表第1事務職俸給表7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当Ⅰ種又はⅡ種の支給を受けるもの

【独立行政法人造幣局】

- 1 独立行政法人造幣局職員給与規程別表第2その1一般職7級以上の職員であって、同規程第26条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（管理職手当支給細則第2条第2項の規定により三種の支給区分の適用を受けるものを除く。）
- 2 造幣局給与規程別表第2その5医療職3級以上の職員であって、同第26条の規定による管理職手当の支給を受けるもの

【独立行政法人国立印刷局】

- 1 独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第2指定職群1等級以上の職員であって、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。）
 - 2 国立印刷局給与規則別表第2研究職群特別等級の職員であって、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。）
- ※ 平成25年3月31日以前に次に該当していた者も含まれます。
- ・ 国立印刷局給与規則別表第2医療職群1等級以上の職員であって、指定等級以外の職員にあつては同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けていたもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。）
 - ・ 独立行政法人国立印刷局任期付職員給与規則第5条の規定の適用を受けていた職員

【独立行政法人農林水産消費安全技術センター】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程別表第1一般職員俸給表7級以上の職員であって、同規程第10条の規定による俸給の特別調整額Ⅰ種又はⅡ種の支給を受けるもの

【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員給与規程（給与一法A－職員給与）別表職員の俸給表7級以上の職員であって、同機構の諸手当支給規程（給与一法B－諸手当支給）第2条の規定による職責手当一種又は二種の支給を受けるもの

【独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構】

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則別表第1俸給表7級以上の職員であって、同規則第47条の規定による俸給の特別調整額1種又は2種の支給を受けるもの

※ 平成27年3月31日以前に次に該当していた者（*）も含まれます。

【独立行政法人国立病院機構】

- 1 独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程別表第1事務職基本給表7級以上の職員であって、同規程第52条の規定による役職手当の支給区分一種の支給を受けていたもの
- 2 独立行政法人国立病院機構院長給与規程別表第1院長基本年俸表の適用を受けていた職員
- 3 独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表2級の職員であって、同規程第53条の規定による役職手当の支給区分一種又は二種の支給を受けていたもの
- 4 国立病院機構給与規程別表第2事務職基本給表7級以上の職員であって、同規程第53条の規定による役職手当の支給区分一種又は二種の支給を受けていたもの
- 5 国立病院機構給与規程別表第1医療職基本給表ハ医療職基本給表（三）7級の職員であって、同規程第53条の規定による役職手当の支給区分一種又は二種の支給を受けていたもの

（*）ただし、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）附則第23条の規定により独立行政法人国立病院機構の職員となった場合については、国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出は不要です。

（参照条文）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）（抄）

附 則

第二十三条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立病院機構の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続き独立行政法人国立病院機構の職員となるものとする。

(参考2) 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧

(平成27年4月現在)

(1) 行政執行法人以外の独立行政法人

※法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

(☆印：国立研究開発法人 他：中期目標管理法)

- ・ 北方領土問題対策協会
- ☆ 日本医療研究開発機構
- ・ 国民生活センター
- ☆ 情報通信研究機構
- ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- ・ 国際協力機構
- ・ 国際交流基金
- ・ 酒類総合研究所
- ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・ 大学入試センター
- ・ 国立青少年教育振興機構
- ・ 国立女性教育会館
- ・ 国立科学博物館
- ☆ 物質・材料研究機構
- ☆ 防災科学技術研究所
- ☆ 放射線医学総合研究所
- ・ 国立美術館
- ・ 国立文化財機構
- ・ 教員研修センター
- ☆ 科学技術振興機構
- ・ 日本学術振興会
- ☆ 理化学研究所
- ☆ 宇宙航空研究開発機構
- ・ 日本スポーツ振興センター
- ・ 日本芸術文化振興会
- ・ 日本学生支援機構
- ☆ 海洋研究開発機構
- ・ 国立高等専門学校機構
- ・ 大学評価・学位授与機構
- ・ 国立大学財務・経営センター
- ☆ 日本原子力研究開発機構
- ☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・ 労働安全衛生総合研究所
- ・ 勤労者退職金共済機構
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・ 福祉医療機構
- ・ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ・ 労働政策研究・研修機構
- ・ 労働者健康福祉機構
- ・ 国立病院機構
- ・ 医薬品医療機器総合機構
- ・ 地域医療機能推進機構
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人
- ☆ 国立がん研究センター
- ☆ 国立循環器病研究センター
- ☆ 国立精神・神経医療研究センター
- ☆ 国立国際医療研究センター
- ☆ 国立成育医療研究センター
- ☆ 国立長寿医療研究センター
- ・ 種苗管理センター
- ・ 家畜改良センター
- ・ 水産大学校
- ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ☆ 農業生物資源研究所
- ☆ 農業環境技術研究所
- ☆ 国際農林水産業研究センター
- ☆ 森林総合研究所
- ☆ 水産総合研究センター
- ・ 農畜産業振興機構
- ・ 農業者年金基金
- ・ 農林漁業信用基金
- ・ 経済産業研究所
- ・ 工業所有権情報・研修館
- ・ 日本貿易保険
- ☆ 産業技術総合研究所
- ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・ 日本貿易振興機構
- ・ 情報処理推進機構
- ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- ・ 中小企業基盤整備機構
- ☆ 土木研究所
- ☆ 建築研究所
- ・ 交通安全環境研究所
- ☆ 海上技術安全研究所
- ☆ 港湾空港技術研究所
- ☆ 電子航法研究所
- ・ 航海訓練所

- ・ 海技教育機構
- ・ 航空大学校
- ・ 自動車検査独立行政法人
- ・ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 国際観光振興機構
- ・ 水資源機構
- ・ 自動車事故対策機構
- ・ 空港周辺整備機構
- ・ 都市再生機構
- ・ 奄美群島振興開発基金
- ・ 日本高速道路保有・債務返済機構
- ・ 住宅金融支援機構
- ☆ 国立環境研究所
- ・ 環境再生保全機構

(2) 特殊法人

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行
- ・ 九州旅客鉄道株式会社
- ・ 四国旅客鉄道株式会社
- ・ 首都高速道路株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 成田国際空港株式会社
- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 日本アルコール産業株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 日本たばこ産業株式会社
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ 日本放送協会
- ・ 日本郵政株式会社
- ・ 阪神高速道路株式会社
- ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社
- ・ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- ・ 日本年金機構

- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 新関西国際空港株式会社

(3) 認可法人

- ・ 日本赤十字社
- ・ 農水産業協同組合貯金保険機構
- ・ 日本銀行
- ・ 銀行等保有株式取得機構
- ・ 預金保険機構
- ・ 株式会社産業革新機構
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構
- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- ・ 株式会社海外需要開拓支援機構
- ・ 広域的運営推進機関

(4) 国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人

※ 特例民法法人（特例社団法人及び特例財団法人）も含まれます。

- ・ 各法人は国と特に密接な関係があるか否かに関する書類を作成・公表し、毎年、事業年度の終了後原則として3か月以内に更新していますので、各法人にお問い合わせの上、該当の有無を確認してください。

再就職情報の届出様式等

在職中に再就職の約束をした場合の届出

- 1 提出時期及び方法
再就職を約束した後、速やかに（※）任命権者へ届出
※ 「速やかに」とは、「1週間以内」を目安とします。
- 2 届出様式
 - ① 本届出（届出様式第4）----- P. 32
 - ② 変更届出（届出様式第5）----- P. 34
 - ③ 失効届出（届出様式第6）----- P. 35

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出 （行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、国と特に密接な関係がある公益法人の役員等への再就職）

- 1 提出時期及び方法
再就職する前に、あらかじめ、離職時の任命権者へ提出
- 2 届出様式
 - ④ 本届出（届出様式第7）----- P. 36
 - ⑤ 変更届出（届出様式第8）----- P. 38
 - ⑥ 失効届出（届出様式第9）----- P. 39

管理職職員であった者が再就職した場合の届出 （営利企業等（特殊法人、認可法人を除く。）への再就職）

- 1 提出時期及び方法
再就職をした後に、速やかに（※）、離職時の任命権者へ提出
※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。
- 2 届出様式
 - ⑦ 届出（届出様式第10）----- P. 40

職員が在職中に再就職の約束をした場合の届出

① 本届出 (届出様式 第4) 記入例

別記様式第4 (第6条第1項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の23第1項関連)

平成 27 年 10 月 16 日

○ ○ 大臣 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇△-△-△
氏 名 内閣 一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の23第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	ないかく いちろう 内閣 一郎	
2 生 年 月 日	S 34 年 8 月 15 日	
3 官 職	〇〇省〇〇局〇〇分析官 (××局××課長)	
4 再就職の約束をした日	H 27 年 10 月 15 日	
5 離 職 予 定 日	H 27 年 12 月 31 日	
6 再 就 職 予 定 日	H 28 年 1 月 1 日	
7 再 就 職 先 の 名 称	学校法人〇〇	
8 再 就 職 先 の 業 務 内 容	教育・研究	
9 再就職先における地位	〇〇大学経済学部非常勤講師	
10 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
11 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー の 援 助 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

(別添)

(A)種別	(B)退職事由	(C)俸給表	(D)職務の級	(E)俸給の特別調整額の区分	受付年月日※
2	4-②	行(-)	7	二種	H27.10.19

※受付年月日 各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

記入上の注意 本届出 (届出様式 第4)

在職中の職員は、営利企業等に再就職の約束をした場合、速やかに各任命権者に届け出るようになっております。

(届出事項) 記入上の注意

- ① 氏 名
「姓」と「名」の間は1文字空け、フルネームで記入して下さい。
- ② 生年月日
元号(S:昭和・H:平成)、年月日を選択して下さい。
- ③ 官 職
本届出時の官職を記入して下さい。
- ④ 再就職の約束をした日
年月日を選択して下さい。
- ⑤ 離職予定日
年月日を選択して下さい。
- ⑥ 再就職予定日
年月日を選択して下さい。
- ⑦ 再就職先の名称
正式名称を記入して下さい。
- ⑧ 再就職先の業務内容
定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入して下さい。
- ⑨ 再就職先における地位
- ⑩ 求職の承認の有無
在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入して下さい。
- ⑪ 官民人材交流センターの援助の有無
官民人材交流センターの援助(以下の(1)又は(2)をいいます。)の有無を記入して下さい。
(1)官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助
(2)官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援

年月日についてはセルをクリックし、選択して下さい。

H	28	1	月	31	日
---	----	---	---	----	---

※①～⑪の届出事項については、国家公務員法第106条の23第1項の規定による届出をしなかったり、又は虚偽の届出をした場合については、同法第82条の規定により懲戒の対象となりますのでご注意ください。

(別添) 記入にあたってのお願い

※別添の(A)～(E)については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- (A) 種 別 I種(上級甲含む)職員の場合「1」、左記以外は「2」を記入して下さい。
- (B) 退職事由
定年の場合「1」、勸奨の場合「2-①」、内閣承認官職に係る退職の場合「2-②」、自己都合の場合「3」、応募認定退職のうち官民人材交流センターが契約する再就職支援会社を利用して再就職した場合「4-①」、応募認定退職のうち上記「4-①」を除く場合「4-②」、左記以外は「5」を記入して下さい。
- (C) 俸給表 届出時に適用されている俸給表を記入して下さい。
- (D) 職務の級 届出時に適用されている職務の級を記入して下さい。
- (E) 俸給の特別調整額の区分 届出時に適用されている俸給の特別調整額の区分を記入して下さい。

職員が在職中に再就職の約束をした場合の届出

② 変更届出 (届出様式 第5) 記入例

別記様式第5(第6条第2項、第8条第2項関係)

変更届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項関連)

平成 27 年 12 月 2 日

〇 〇 大 臣 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇△ - △ - △
氏 名 内閣 一郎
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

平成27年10月16日付けの国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職	変 更 前	
	変 更 後	
離 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再就職先における地位	変 更 前	〇〇大学経済学部非常勤講師
	変 更 後	〇〇大学経済学部教授

(記載上の注意)

職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第29条第2項の規定により、離職後に当該変更届出を行う者については、官職及び離職予定日は、変更届出の対象外となります。

(別添)

受付年月日
H27. 12. 3

※受付年月日
各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

別記様式第4の届出を行った職員は離職するまでに(管理職職員であった者については、離職後2年間のうちに再就職するまでに)、変更事項が生じた場合、変更事項を反映した「別記様式第4」もあわせて遅滞なく、任命権者へ届け出ることになっています。

職員が在職中に再就職の約束をした場合の届出

③ 失効届出 (届出様式 第6) 記入例

別記様式第6(第6条第3項、第8条第3項関係)

失効届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項関連)

平成 27 年 11 月 4 日

○ ○ 大臣 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇△-△-△
氏 名 内閣 一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年10月16日付けの国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項の規定による届出に係る **約束の効力が失われました** 地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

在職中に失効届出を届け出る場合は「約束の効力が失われました」に、離職後に失効届出を届け出る場合は「地位に就くことが見込まれないこととなりました」に、○を記入してください。

(記載上の注意)

職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第26条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同令第29条第2項において準用する同令第26条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載して下さい。

(別添)

受付年月日
H27.11.5

別記様式第4の届出を行った職員は離職するまでに(管理職職員であった者については、離職後2年間のうちに再就職するまでに)、届出に係る約束が効力を失ったとき又は地位に就くことが見込まれなくなったときは遅滞なく、任命権者へ届け出ることになっています。

※受付年月日 各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

④ 本届出 (届出様式 第7) 記入例

別記様式第7(第8条第1項関係)

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関係)

平成 27 年 5 月 15 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△
氏 名 内閣 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	ないかく はなこ 内閣 花子	
2 生 年 月 日	S 35 年 1 月 19 日	
3 離 職 時 の 官 職	〇〇省大臣官房審議官(〇〇担当)	
4 離 職 日	H 26 年 8 月 31 日	
5 再 就 職 予 定 日	H 27 年 7 月 1 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	公益社団法人〇〇〇〇〇	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	〇〇〇に関する調査研究等	
8 再就職先における地位	理事	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

(別添)

(A)種別	(B)退職事由	(C)俸給表	(D)職務の級	(E)俸給の特別調整額の区分	受付年月日※
1	3	指定職	3	—	H27.5.18

※受付年月日 各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

管理職職員であった者が、離職後2年間に、行政執行法人以外の独立行政法人、公益法人等の役員等に就こうとする場合には、あらかじめ離職時の任命権者に提出することになっています。

届出事項の記入上の注意

- ① 氏名
「姓」と「名」の間は1文字空け、フルネームで記入して下さい。
 - ② 生年月日
元号(S:昭和・H:平成)、年月日を選択して下さい。
 - ③ 離職時の官職
離職時の官職を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職もご記入願います。(例えば、xx課長から非管理職の専門スタッフ職のoo分析官になって離職した場合は、oo分析官(xx課長))
 - ④ 離職日
年月日を選択して下さい。
 - ⑤ 再就職予定日
年月日を選択して下さい。
 - ⑥ 再就職先の名称
正式名称を記入して下さい。
 - ⑦ 再就職先の業務内容
定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入して下さい。
 - ⑧ 再就職先における地位
 - ⑨ 求職の承認の有無
在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入して下さい。
 - ⑩ 官民人材交流センターの援助の有無
官民人材交流センターの援助(以下の(1)又は(2)をいいます。)の有無を記入して下さい。
(1)官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助
(2)官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援
- ※①～⑩の届出事項については、国家公務員法第106条の24第1項又は第2項の規定による届出をしなかったり、又は虚偽の届出をした場合については、同法第113条の規定により、過料の対象となりますのでご注意ください。

年月日についてはセルをクリックし、選択して下さい。

H	28	↓	1	月	31	日
---	----	---	---	---	----	---

(別添) 記入にあたってのお願い

- ※別添の(A)～(E)については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- (A) 種別 I種(上級甲含む)職員の場合「1」、左記以外は「2」を記入して下さい。
- (B) 退職事由
定年の場合「1」、勸奨の場合「2-①」、内閣承認官職に係る退職の場合「2-②」、自己都合の場合「3」、応募認定退職のうち官民人材交流センターが契約する再就職支援会社を利用して再就職した場合「4-①」、応募認定退職のうち上記「4-①」を除く場合「4-②」、左記以外は「5」を記入して下さい。
- (C) 俸給表 離職時に適用されていた俸給表を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給表を記入して下さい。
- (D) 職務の級 離職時に適用されていた職務の級を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の級を記入して下さい。
- (E) 俸給の特別調整額の区分
離職時に適用されていた俸給の特別調整額の区分を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給の特別調整額の区分を記入して下さい。

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

⑤ 変更届出 (届出様式 第8) 記入例

別記様式第8(第8条第4項関係)

変更届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

平成 27 年 6 月 2 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△
氏 名 内閣 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年 5月15日付けの国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	理事
	変更後	理事長

(別添)

受付年月日
H27.6.2

管理職職員であった者が、離職後2年間のうちに再就職するまでに、変更事項が生じた場合、変更事項を反映した「別記様式第7」もあわせて遅滞なく、離職時の任命権者に提出することになっています。

※受付年月日 各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

⑥ 失効届出（届出様式 第9） 記入例

別記様式第9（第8条第5項関係）

失効届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

平成 27 年 6 月 16 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△
氏 名 内閣 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年5月15日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

管理職職員であった者が、離職後2年間のうちに再就職するまでに、地位に就くことが見込まれなくなったときは遅滞なく、離職時の任命権者に提出することになっています。

（別添）

受付年月日

H27. 6. 16

※受付年月日

各府省等における提出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

⑦ 届出 (届出様式 第10) 記入例

別記様式第10(第11条関係)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第2項関連)

平成 27 年 7 月 2 日

内閣総理大臣 殿

住 所 宮城県〇〇市〇〇〇△-△
氏 名 内閣 三郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	ないかく さぶろう 内閣 三郎	
2 生 年 月 日	S 28 年 11 月 28 日	
3 離 職 時 の 官 職	〇〇地方〇〇局〇〇事務所長	
4 離 職 日	H 27 年 3 月 31 日	
5 再 就 職 日	H 27 年 7 月 1 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	株式会社〇〇銀行	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	金融業	
8 再就職先における地位	〇〇支店経理部長	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

(別添)

(A)種別	(B)退職事由	(C)俸給表	(D)職務の級	(E)俸給の特別調整額の区分	受付年月日※
2	1	行(-)	8	一種	H27.7.2

※受付年月日 各府省等における届出先において、この届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

管理職職員であった者が、離職後2年間に、営利企業等に再就職した場合には、速やかに離職時の任命権者に提出することになっています。

届出事項の記入上のご注意

- ① 氏 名
「姓」と「名」の間は1文字空け、フルネームで記入して下さい。
 - ② 生年月日
元号（S:昭和・H:平成）、年月日を選択して下さい。
 - ③ 離職時の官職
離職時の官職を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職もご記入願います。（例えば、××課長から非管理職の専門スタッフ職の〇〇分析官になって離職した場合は、〇〇分析官（××課長））
 - ④ 離 職 日
年月日を選択して下さい。
 - ⑤ 再就職日
年月日を選択して下さい。

年月日についてはセルをクリックし、選択して下さい。
 - ⑥ 再就職先の名称
正式名称を記入して下さい。

H	28	年	1	月	31	日
---	----	---	---	---	----	---
 - ⑦ 再就職先の業務内容
定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入して下さい。
 - ⑧ 再就職先における地位
 - ⑨ 求職の承認の有無
在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入して下さい。
 - ⑩ 官民人材交流センターの援助の有無
官民人材交流センターの援助(以下の(1)又は(2)をいいます。)の有無を記入して下さい。
(1)官民人材交流センターの職員が、その職務として行った再就職の援助
(2)官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援
- ※①～⑩の届出事項については、国家公務員法第106条の24第1又は第2項の規定による届出をしなかったり、又は虚偽の届出をした場合については、同法113条の規定により、過料の対象となりますのでご注意ください。

(別添) 記入にあたってのお願い

- ※別添の(A)～(E)については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしく願いいたします。
- (A) 種 別 I種(上級甲含む)職員の場合「1」、左記以外は「2」を記入して下さい。
 - (B) 退職事由
定年の場合「1」、勸奨の場合「2-①」、内閣承認官職に係る退職の場合「2-②」、自己都合の場合「3」、応募認定退職のうち官民人材交流センターが契約する再就職支援会社を利用して再就職した場合「4-①」、応募認定退職のうち上記「4-①」を除く場合「4-②」、左記以外は「5」を記入して下さい。
 - (C) 俸 給 表
離職時に適用されていた俸給表を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給表を記入して下さい。
 - (D) 職務の級
離職時に適用されていた職務の級を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の級を記入して下さい。
 - (E) 俸給の特別調整額の区分
離職時に適用されていた俸給の特別調整額の区分を記入して下さい。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給の特別調整額の区分を記入して下さい。

各種届出様式の入手方法

届出様式については、内閣官房ホームページ（再就職情報の届出に係るマニュアル）から入手できます。

※行政執行法人の役員について

行政執行法人の役員は特別職国家公務員であり、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用を受けませんが、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第1項において準用する国家公務員法第106条の23及び24の規定に基づいて、適切に再就職情報の届出を行う必要があります。なお、こちらの様式についても、前述の内閣官房HPから入手できます。



※ この冊子でご紹介した再就職等規制の詳細については、各府省の人事担当部局にお問い合わせ下さい。

※ 「他の職員の再就職依頼・情報提供の規制(P. 5)」、「在職中の求職の規制(P. 6)」及び「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制(P. 7、P. 8)」の再就職規制の資料は、内閣府再就職等監視委員会パンフレットから引用しています。

内閣官房内閣人事局

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電話 03-5253-2111（代表）

電話 03-6257-3768（直通）
